

特別徴収のしおり2～3ページも、あわせてご覧ください。異動届出書は、箕面市のホームページからもプリントアウトできます。

給与所得者の氏名を記入してください。ただし、給与所得者が結婚等により姓が変更になった場合は、旧姓を記入し、右の欄に新姓を記入してください。

異動があった給与所得者から既に徴収した月分と税額を記入してください。

(ア)の特別徴収税額(年税額)から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

特別徴収税額の通知書に記入されている宛名番号のことです。マイナンバーは記入しないでください。

令和7年(2025年)1月1日
現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。なお、上の住所欄と同じ場合は、同上と記入してください。

給与所得者が転勤・転職により、新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、新勤務先の名称等必要事項を記入してください。

市町村民税 給与支払報告 に係る 給与と所得者異動届出書									
整理番号									
受付印 		令和 年 月 日		提出		所在地名 市町村长		特別徴収義務者 個人番号又は法人番号 (右端まで記入ください)	
給与 フリガナ 氏名 生年月日 元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日		新 姓 年 月 日		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円		(イ) 徴収済税額 (例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 月分から 月分まで 円	
所得者 個人番号 住居 異動後		異動年月日 令和 年 月 日		異動の事由 勤務先及び従属関係の変更のみによる普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)			
① 特別徴収継続の場合 (給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)									
新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地名 フリガナ 氏名		特別徴収指定番号 法人番号		担当氏 当名電 話		新しい勤務先へ、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。			
受給者番号 納入書の要否 (前掲の場合のみ記載)		番号を記入 ① 必要 ② 不要							
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)									
番号を記入 ☐		1.異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の希望がないため。				徴収予定額 ((ウ)と同額)を 右欄に記入		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。	
③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)									
番号を記入 ☐		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が5月1日～12月31日までかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日までかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。				旧特別徴収税額 6年度 月分以降の月割額は ☐ 7年度 月分以降の月割額は ☐		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 入力者 点検	

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L